

2023年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が、段階的に導入されます。免税事業者を継続した場合と、インボイス事業者登録した場合について、それぞれの影響を説明します。

● 消費税免税事業者のインボイス登録について

納税を免除されてきた売上高1000万円以下の事業者は、インボイス登録を受けるかどうかを検討しなければなりません。（※は、令和5年度税制改正大綱等によるもので、今後の国会で成立、施行される予定です）

| | |
|-----------|--|
| 免税事業者を継続 | <ul style="list-style-type: none"> 顧客が一般消費者や、消費税免税事業者・簡易課税選択事業者であれば影響なし 消費税相当額を請求することは禁止されていないが、取引条件の見直しを要求される場合あり 将来の消費税増税ごとに、取引条件の交渉が必要となる |
| インボイス登録する | <ul style="list-style-type: none"> 消費税の申告、納税 2023年10月の制度開始から3年間は、売上高の2%が納税額となる特例あり（※） また業種により売上高の1~6%が納税額となり、また申告の手間が軽減される、簡易課税制度あり 所得税の申告も、原則として必要（当然ですが） |

登録申請はすでに開始されており、登録日については、提出時期により以下の通りです。

| 登録申請書の提出時期 | 登録日等 |
|------------------|--|
| ～2023年9月 | 2023年10月から登録事業者となります（※） |
| 2023年10月～2029年9月 | 課税期間の途中から、登録事業者となることができます |
| 2029年10月～ | 登録事業者となる課税期間の開始前に「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択するとともに、当該課税期間の1月前までに登録申請書を提出する |

当初3年間は、インボイス制度導入の影響を緩和する経過措置もあることから、静観してから状況に応じて登録事業者を検討することも考えられます。

■ 税務カレンダー

| | 内容 | 備考 |
|----|-----------------|-------------|
| 2月 | 所得税の確定申告・贈与税の申告 | 2月16日～3月15日 |
| 3月 | 個人事業者の消費税確定申告 | 末日まで |

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。